

1. 背景と計画の位置付け

自転車は、通勤、通学、買物などの移動手段として、多くの人々に利用されている。一方、歩道上などにおいて、通行ルールを守らず、歩行者が危険と感じる自転車が増加し、自転車対歩行者の事故件数は全国的に増加している。交通事故全体の件数が減少しているにもかかわらず、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は、全国的にこの10年間で増加している。

このような背景から、区民が安全で快適に自転車を利用できるよう、連続性のある自転車通行空間を効果的、効率的に整備していくために、世田谷区自転車ネットワーク計画を策定する。

本計画は、「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」（以下、「総合計画」という。）の下位計画であり、総合計画の施策の一つである「自転車走行環境の整備」を実現するためのものである。

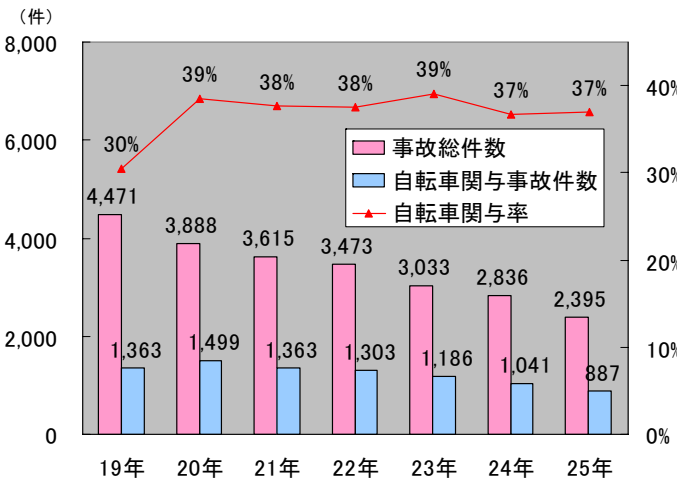


図1 世田谷区の自転車関与と事故件数と事故全体に占める割合

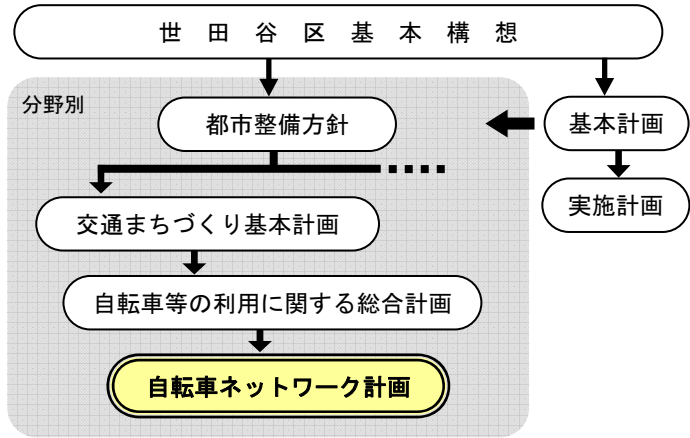


図2 計画の位置付け

2. 基本方針と計画目標

（1）世田谷区の自転車利用を取り巻く現状と課題

- 自転車関与と事故は、交差点における対自動車の発生割合が高く、また、多くの区民が自転車の歩道通行に危険を感じていることなどから、歩行者・自転車・自動車相互の安全に配慮した自転車通行空間の整備が必要である。
- 駅周辺の道路や幹線道路・地区幹線道路は、多くの自転車が利用すると共に、自転車が関与する交通事故も多く発生しているため、これらの道路での事故を抑制する必要がある。
- 自転車は、通勤・通学・買物などにおける移動手段として、多くの区民に利用されているため、自転車での移動を円滑にするネットワークの整備が必要である。

（2）基本方針と計画目標

基本方針1

歩行者・自転車・自動車がともに安全で快適に通行できる環境の整備
交差点などにおける自転車関与と事故を抑制すると共に、歩行者・自転車・自動車がともに安全で快適に道路などを通行できる環境を確保するため、車道部に自転車通行空間を整備する。

基本方針2

区民の日常生活を支援する自転車ネットワークの形成
通勤・通学・買物など区民の日常生活を支援するため、駅・学校・商業施設などへのアクセス性を向上させる自転車ネットワーク、また、国道・都道とも連続性のある自転車ネットワークを形成する。

計画目標

区内全域にわたって自転車ネットワークを構築する

3. 自転車ネットワーク路線の選定・整備形態の選定

（1）ネットワーク路線の選定

ネットワーク路線の選定対象は、国道・都道・区道などの道路、河川管理用通路、緑道など、自転車が通行可能な路線とする。下記①～⑦のいずれかに該当する路線を自転車ネットワークの候補路線とし、候補路線を組み合わせることにより、ネットワーク路線を選定する。

- ① 都市計画道路・主要生活道路
- ② 自転車利用の多い路線
- ③ 自転車関与事故の多い路線
- ④ 施設に連絡する路線
- ⑤ 自転車通行空間整備済みの路線
- ⑥ 安全対策の必要な路線
- ⑦ ネットワークの連続性を確保するための路線

（2）整備形態の選定

世田谷区が管理するネットワーク路線においては、次の3つのいずれかの整備形態により、自転車通行空間を整備する。各路線の整備形態は、道路の幅員や断面構成などの構造的条件、自動車の交通量や規制速度などの交通状況を考慮して選定する。



①自転車専用通行帯



②自転車走行帯



③路面表示

※写真は整備イメージ

（3）世田谷区自転車ネットワーク計画図

裏面参照

4. 整備の進め方

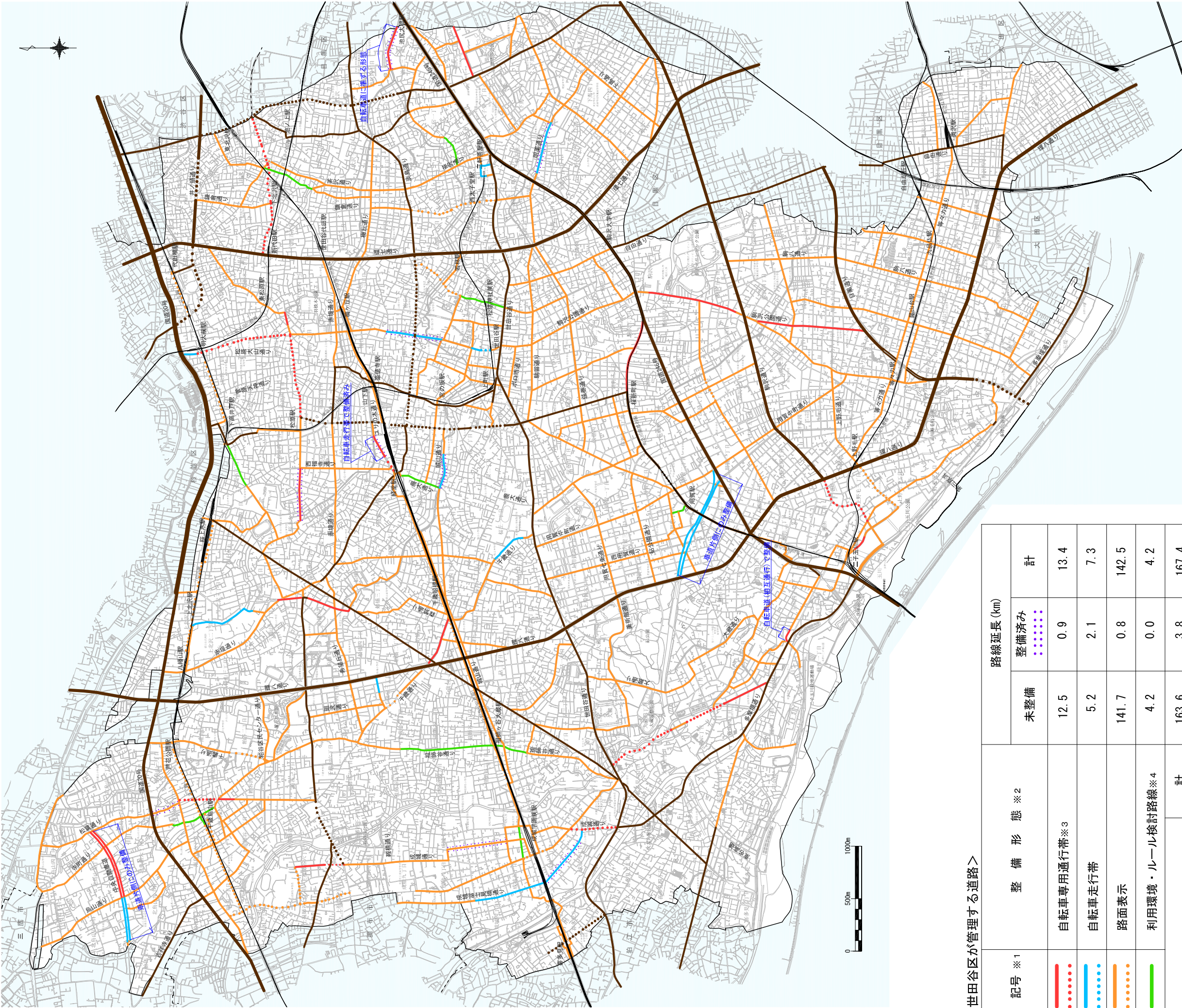
世田谷区が管理するネットワーク路線については、既設の路線（延長約150km）から優先的に整備すべき路線（以下、「優先整備路線」という。）を選定し、効果的かつ効率的に自転車通行空間の整備を進める。優先整備路線の整備は平成36年度までとし、全路線の整備は平成37年度以降の早期に完了を目指す。

なお、近い将来、道路の新設や改修工事を予定している路線については、コスト削減の観点から、その工事の際に自転車通行空間の整備を行う。

平成27年度～平成36年度	平成37年度～
優先整備路線の整備	その他の路線の整備
道路の新設・改修工事を行う路線の整備	

図3 整備スケジュール

自転車ネットワーク計画図



＜世田谷区が管理する道路＞

記号 ※1	整備形態 ※2	路線延長 (km)		
		未整備	整備済み	計
●●●●●●	自転車専用通行帯※3	12.5	0.9	13.4
●●●●●●	自転車走行帯	5.2	2.1	7.3
●●●●●●	路面表示	141.7	0.8	142.5
●●●●●●	利用環境・ルール検討路線※4	4.2	0.0	4.2
計		163.6	3.8	167.4

＜国道・都道＞

(未整備延長は図上の計測値)		
●●●●●●	国道・都道の自転車ネットワーク路線	整備形態は各道路管理者が定める。)

- ※1 点線は、道路整備事業中の区間、「せたがや道づくりプラン」優先整備路線または第三次事業化計画優先整備路線を示す。
- ※2 本図は、世田谷区の管理する道路における自転車通行空間の整備形態の案を示したものである。
実際の整備形態は、各路線の整備段階において交通管理者などの関係機関や地域住民と調整した上で確定する。
- ※3 自転車の安全な通行のため、自動車との構造的な分離が必要な場合は、自転車専用通行帯に代えて自転車道（一方通行を原則とする）の選定を検討する。
- ※4 駅前商店街通りなど、車道を通行する歩行者が著しく多い路線については、自転車通行空間の整備と歩行者の安全確保の両立が現時点では困難なため、整備形態の選定は行わず、今後対策の検討が必要な路線として位置付ける。